

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2681号から第2687号まで)

令和3年5月20日

令和3年5月20日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

別表2の「諮問に係る文書番号」欄記載の文書番号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年度道路第352号「平成29年6月2日道路第192号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」」ほかの個人情報開示決定、個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

別表1の「本人開示請求書記載の保有個人情報」の各個人情報本人開示請求は、いずれも権利の濫用に該当すると判断されるものであるから、これに対し、横浜市長が、別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」を開示とした決定、一部開示とした決定及び非開示とした決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1の「本人開示請求書記載の保有個人情報」の各個人情報本人開示請求（以下、総称して「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」（以下「本件保有個人情報」という。）のそれぞれについて、別表1の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った個人情報開示、個人情報一部開示又は個人情報非開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

別表1の「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりである。

## 4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、土地A地先の土地の権利侵害に係る主張のほか次のように要約される。

本件各処分を取り消し、請求に係る文書を適切に特定し、請求した文書の開示を求める。

## 5 審査会の判断

## (1) 本件各処分に至る経緯

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵しているなどと市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は、平成22年度頃から現在に至るまで際限なく繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下「開示請求等」という。）を行い、平成28年度頃からはさらに開示請求等に係る開示決定等（以下「開示決定等」という。）について、全てを開示する開示決定に対してもその取消しを求めるなど、現在に至るまで際限なく繰り返し審査請求を行っている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」欄に記載の保有個人情報である。これらはいずれも土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する保有個人情報であると認められる。

実施機関は、本件保有個人情報のそれぞれについて、開示決定、一部開示決定又は非開示決定をそれぞれ別表1のとおり行った。

(3) 審査請求人に係る開示請求等の状況について

土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して行われた開示請求等に係る審査請求人による審査請求に対して、当審査会は横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2240号及び第2241号において、実施機関が権利濫用を理由に非開示とした決定を妥当であると判断した。この答申に至る過程で、実施機関は、審査請求人に係る開示請求等の状況について次のように説明している。

ア 一連の開示請求等（平成29年度以降、平成30年11月16日まで）について

(ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関あてに、少なくとも1,221件の開示請求等を行っている。実施機関は、開示請求等に対する対応に合計2,315時間以上費やしている。

- (イ) 平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち、旭区役所内の部署以外に対しては、郵送で写しの交付を行った11件を除き、開示の実施を行うことができていない。
  - (ウ) 実施機関が開示決定等をしたものについて、開示の実施の有無にかかわらず、審査請求人は、少なくとも668件の審査請求を行っている。
  - (エ) 審査請求に対する対応に、実施機関は合計3,766時間以上を費やしている。
  - (オ) 権利の濫用に当たると判断して実施機関が請求を拒否した開示請求は、49件あった。審査請求人は、そのうち35件について、審査請求も行っている。
- イ 一連の開示請求等における不適切な行為
- (ア) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、文書にほとんど目を通さず、数時間にわたって自説を主張する。(平成29年度)
  - (イ) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行う、などの不適切な行為を行う。(平成29年度)
  - (ウ) 審査請求人から郵送による写しの交付の希望があったため、実施機関は、郵送料を含めた納付書を送付したが納付されていない。(平成29年度、平成30年度)
  - (エ) 審査請求人は、自身の主張を一方向的に展開し、実施機関が従わなければ新たな開示請求書の提出をほのめかす発言を行う。(平成29年度)
  - (オ) 審査請求人は、ほとんどのケースで開示の実施日に変更の連絡もなく来庁しないため、実施機関は開示の実施場所で30分から2時間程度の待機を余儀なくされている。(平成29年度、平成30年度)
  - (カ) 審査請求人は、過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず、繰り返し開示請求等を行い、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶケースがあった。(平成29年度、平成30年度)
  - (キ) 審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日よりも前に同一の行政文書を対象とする新たな開示請求等を行う。(平成29年度、平成30年度)
  - (ク) 実施機関が補正を求めても審査請求人が応じないため、文書不特定による非開示決定を行ったが、審査請求人は、同様の開示請求等を繰り返す。(平成29年度、平成30年度)

(ケ) 審査請求人は、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求等を行う。(平成29年度、平成30年度)

本件本人開示請求は、実施機関が「一連の開示請求等」と総称している開示請求の一部である。

(4) 本件本人開示請求の権利濫用該当性について

以上を踏まえ、本件本人開示請求の権利濫用該当性について以下検討する。

ア 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)は、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市が保有する個人情報について本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障しているものであるが、その目的は、個人情報保護条例第1条にあるとおり、「個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図る」ことにある。

個人情報保護条例第20条に基づく本人開示請求権は、個人が横浜市の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するための権利として尊重されるべきものであることはいうまでもない。

イ しかしながら、権利の行使といっても常に例外なしに無制限に認められるというわけではなく、権利の濫用、すなわち「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」(内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」(有斐閣))と評価されるような本人開示請求に対しては、個人情報保護条例には規定が設けられていないとしても、権利濫用の一般法理を適用することにより当該請求を拒否できると解するのが相当である。

具体的には、本人開示請求者の言動、本人開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該本人開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、本人開示請求権の濫用に該当すると解される。

ウ 一方、情報公開請求権については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第5条第2

項において、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定され、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定されている。

実施機関は、情報公開条例上、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについて、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解されるとした上で、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。

- (ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。
- (イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。
- (ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。
- (エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。

エ 本人開示請求権と情報公開請求権は、根拠と制度趣旨を異にするが、権利の濫用が許されないという点においては同様であって、情報公開請求権に係る上記ウ(ア)から(エ)までの基準は、本人開示請求権の濫用の判断基準としても有益なものであると解される。

なお、権利濫用の一般法理により本人開示請求を拒否することは、個人情報保護条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、その適用に当たっては本人開示請求権を不当に制限することのないよう特に慎重な判断が求められることはいうまでもない。

オ 審査請求人の一連の開示請求等の状況につき、前記(3)を踏まえ、当審査会が実施機関の資料等を確認したところ、次のような事実が認められた。

- (ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関の1区5局に対し、1,200件以上の開示請求等を行っている。

実施機関の資料によれば、審査請求人からの1通の開示請求書又は個人情報本人開示請求書に対応するのに、少なくとも1時間、ほとんどの場合は2時間以上を要しており、1通で複数の行政文書を請求している案件や補正の手續に時間を要した案件については合計30時間、40時間を要している場合も認められる。そして、1,200件以上の行政文書及び保有個人情報の開示請求等の対応に要した時間は、合計2,300時間余りとなっており、職員一人が1日の勤務時間全てを費やしたとしても1年を超えるほどの極めて多大な労力を要したことが認められる。

(イ) 審査請求人は、開示の実施に応じた場合でも、数時間にわたり自説を主張するばかりで文書にほとんど目を通さない、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行うなどの不適切な行為を行っている。そして、平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち旭区役所内の部署以外に対しては、閲覧による開示の実施に全く応じなくなった。開示の実施に応じなかったものは400件を超えていた。

(ウ) 審査請求人は、多くの場合過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず繰り返し開示請求等を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶ場合があった。また、審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日より前に同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行ったり、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行っている。

カ 上記事実によれば、実施機関においては、審査請求人の一連の開示請求等に対応するために前記オ(ア)のような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。

また、一連の開示請求等においては、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（前記オ(イ)）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（前記オ(ウ)）。

前記オ(ア)、(イ)及び(ウ)のような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障

をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、一連の開示請求等に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。

キ 前記イ及びエで述べたとおり、本人開示請求権についても権利濫用の一般法理は妥当するものであって、一連の開示請求等に含まれる本件本人開示請求は、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができる、権利の濫用に当たる。

(5) 結論

以上のとおり、本件本人開示請求は、権利の濫用に該当すると判断されるものであるから、本件各処分はいずれも取り消すべきものとは認められない。

(制度運用調査部会)

委員 藤原静雄、委員 金子正史、委員 松村雅生

別表 1 (1) 所管課：環境創造局地籍調査課(請求No.1 及び 2)

請求 No.	答申 番号	本人開示請求書記載の保有個人情報	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の保有個人情報	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2685	<p>(環境局) 林文字横浜市長が謝罪した土地に関連。「残されている文書には工作物にペンキが塗ってあった。」と、貴所属環境局A地籍調査課長は地籍調査課での言質と文書送付の有る現地を訪問し環境行政の失態を確認した。開示請求者は「残されている文書・・・」が失態の証拠書。A地籍調査課長に記載部位を指し説明した上で請求している。横浜市情報公開条例第11条(開示決定等の期限) 開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。との規定どおり、『残されている文書・』の開示を求める。</p>	29. 8. 23	全部開示	29. 12. 11	残されている文書には工作物にペンキが塗ってあった、残されている文書(昭和43年度 国土調査調査図 横浜市旭区白根町特定地番A周辺)	実施機関(環境局長)は本案件の登記については管轄外である。にも関わらず非開示決定及び請求外の文書を2部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分をしたことに対し取り消しと、請求通りの文書の開示を求めている。
				個人情報保護条例第25条第1項		—	地籍調査課の保有する白根地番特定地番Aの境界の杭の種類等を記入した調査図を求めているものと解されるため、本件対象保有個人情報を特定した。本件対象保有個人情報以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
2	2686	<p>環境局長 貴所属地籍調査課長Aは、平成24年12月にB課長が、C、D、E職員を帯同し白根地番特定地番A、同特定地番E間を視察し、「国土調査時の境界は工作物にペンキが塗ってあった。と記録がある。」とB課長。C係長「何故、杭を隠して敷地を取り込んだのか分かりません。又曲っていることについては、工事をした旭土木事務所に確認して下さい。」D職員、「杭を抜きましょうか。」について断ったところ、家人が居なくなった20分後、杭を抜きに来たが発見が早く退散させ、平成27年5月19日に、現A課長が現況確認をした。『白根地番特定地番Aの国土調査成果簿。同地番特定地番Cと同特定地番B地の国土調査の成果簿の閲覧。</p>	29. 8. 23	全部開示	29. 12. 11	白根地番特定地番Aの国土調査成果簿、同地番特定地番Cと同特定地番B(昭和43年度 国土調査面積測定成果簿 横浜市旭区白根町特定地番A、特定地番B、特定地番C)	実施機関(環境局長)は本案件の登記については管轄外である。にも関わらず非開示決定及び請求外の文書を2部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分をしたことに対し取り消しと、請求通りの文書の開示を求めている。
				個人情報保護条例第25条第1項		—	白根町特定地番A、特定地番B、特定地番Cの土地の面積を一覧表にした面積測定成果簿の開示を求めているものと解されるため、本件審査請求文書を特定した。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

別表1(2) 所管課：道路局路政課（請求No.3から6まで）、道路局道路調査課（請求No.7）

請求 No.	答申 番号	本人開示請求書記載の保有個人情報	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の保有個人情報	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
3	2681	林文字横浜市長（道路局長） 貴所属は道路第353号（平成29年7月12日付）にて、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に対象行政文書は、旭区白根特定丁目特定地番Eと同町特定地番Aの間にある同町特定地番Cの登記に関する原議一式です。同地の横浜市堀の所有権移転（昭和41年3月12日神奈川県から譲与）登記に係る申請書類の原本は横浜地方法務局に提出しています。と「道路第352号虚偽について起案し裁決した文書の写しの閲覧開示請求をする。」閲覧後、必要により写しを希望する。	29.8.21	全部開示	29.11.16	平成29年度道路第352号「平成29年6月2日道路第192号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				個人情報保護条例第25条第1項		—	開示請求書の記載から、平成29年度道路第352号の起案文書の開示を求めているものと解されるため、当該文書を特定した。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める保有個人情報は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
4	2682	林文字横浜市長（道路局長） 貴所属は道路第354号（平成29年7月12日付）にて、請求者並びに横浜市情報公開・個人情報保護審査会に対し、本件の対象行政文書は旭区白根特定丁目特定地番Eと同町特定地番Aの間にある同町特定地番Cの登記に関する原議一式です。と謳い。同地の横浜市堀の所有権移転（昭和41年3月12日神奈川県から譲与）登記に係る申請書類の原本は、横浜地方法務局に提出しています。などと私有物件に対し虚偽虚言を謳い。文書非開示の正当化を謀った。『此の道路第354号文書について、起案し裁決した文書の写しの閲覧』	29.8.21	一部開示	29.11.16	平成29年度道路第354号「平成29年6月2日道路第191号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条第3号		個人の氏名、住所	左記の情報は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報保護条例第22条第3号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした。
5	2683	林文字横浜市長（道路局長） 貴所属は道路第354号（平成29年7月12日付）にて、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に、本件の対象行政文書は旭区白根特定丁目特定地番Eと同町特定地番Aの間にある同町特定	29.8.21	一部開示	29.11.16	平成29年度道路第354号「平成29年6月2日道路第191号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。

		地番Cの登記に関する原議一式です。と諮問した同地の横浜市の所有権移転(昭和41年3月12日神奈川県から譲与)登記に係る申請書類の原本は横浜地方務局に提出しています。と正当化を謀り、公図に記載された氏名、住所、製図者、検算者等を黒塗したが、①神奈川県から移譲された敷地求積図の開示。②「道路第354号文書について起案し経伺裁決した文書の開示請求。」閲覧後、必要により写しを希望する。		個人情報保護条例第22条第3号		個人の氏名、住所	左記の情報は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報保護条例第22条第3号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした。
6	2684	林文子横浜市長(道路局長) 貴所属は道路第354号(平成29年7月12日付)にて、市長の統括する組織である道路局道路部道路路政課が開示決定を行い、旭区旭土木事務所が期間延長していることについては、条例に基づき適正に事務を行っていると考えます。イ道路局道路部道路路政課が開示決定を行った上述文書の起案文書及び裁決文書の開示。 ロ又、開示決定については、条例第11条第2項に基づき期間を延長した上で、・・・について、延長することについて、起案した文書及び裁決した文書の開示。 ハその期間内に行っており、適正に事務を行っている・・・について、期間内に行ったと言われる文書の開示。	29.8.21	一部開示	29.11.16	平成29年度道路第191号「平成29年4月10日付開示請求に対する一部及び全部開示決定について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条第3号		個人の氏名、住所	左記の情報は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報保護条例第22条第3号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした。
7	2687	※別紙のとおり。	30.5.29	非開示	30.7.3	素図(72)白根LD93-2-35(⑤.同申請地に対する素地図)	本件処分を取り消し、請求に係る道水路境界調査申請書及び協議内容、其れに伴う申請者への成果等一連の文書を適切に特定し、請求した文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第20条第1項		—	横浜市旭区白根特定丁目特定地番Dの県有地に係る道路台帳素図(白根LD93-2-35)は、審査請求人を本人とする保有個人情報ではないことか

							ら、本人開示請求の対象とならないため、非開示と した。
--	--	--	--	--	--	--	--------------------------------

(別紙)

7	2687	<p>1. 林文字横浜市長が、建築局所属F現建築局建築指導部長に謝罪文書を持参させた案件に対し、道路局長所属は『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成26年6月以前は文書による回答は差し控えていただいております。昨年6月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、内容がぼうばいで求められている対象事案を特定することが難しいものが多いこと、裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします。』と書面及び所長室でも言質があったが、『・・・確認する必要があるため時間がかかっております。』について、①. 確認を了した部分までの文書の開示。②. 神奈川県有地白根特定丁目特定地番D地の「道水路境界確認申請書一式」の閲覧。③. 同道水路調査申請人との工事について協議書の開示。④. 同申請地に対する「調査図」の開示。⑤. 同申請地に対する素地図の開示。⑥. 同申請地について調査完了後の境界査定杭の位置の開示。⑦. 白根特定地番Aと特定地番D及び特定地番E間に関する所有者の承諾書及び表示図に一体化された書面に押印された承諾書の開示。⑧. 同申請地に新杭設置を白根特定地番A所有者が承諾した年月日と承諾印の開示。⑨. 同申請地の「道水路用地取得関係書類」の閲覧。⑩. 同申請地白根特定丁目特定地番Dの「道水路境界明示及び復元図」及び白根特定丁目特定地番Dと特定地番Aとの境界査定杭の位置と種類を明示した文書の開示。</p> <p>2. ①. 平成27年6月26日付開示請求文書の開示。②. 同請求文書を開示するにあたり開示決定通知書の写しを平成28年11月29日に請求者に送付せず、何処へ送付されたのか相手先住所氏名の開示。③. 同決定通知書の送付枚数。④. 同送付文書名の開示。</p>
---	------	---

別表2 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書の写し受理日	審査請求人の意見書受理日
	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
答申第2681号	平成29年度道路第855号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2682号	平成29年度道路第856号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2683号	平成29年度道路第857号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2684号	平成29年度道路第858号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2685号	平成29年度環創地第489号	平成29年12月11日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2686号	平成29年度環創地第490号	平成29年12月11日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2687号	平成30年度道道調第400号	平成30年7月3日	平成30年7月17日
	平成30年8月28日 第318回	平成30年8月24日 第342回	平成30年8月23日 第238回

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 1 1 月 1 9 日 (第54回制度運用調査部会)	・ 審 議
令和 3 年 1 月 2 1 日 (第55回制度運用調査部会)	・ 審 議
令和 3 年 2 月 1 8 日 (第56回制度運用調査部会)	・ 審 議
令和 3 年 3 月 1 8 日 (第57回制度運用調査部会)	・ 審 議